

特定健診(東振協Eコース)受診希望者へのご案内

平成22年4月1日に資格取得されている40歳から74歳の方で希望者へご送付いたしました「東振協専用 受診カード」(以下「受診カード」)をお持ちの被保険者および被扶養者が対象となります。なお「受診カード」の申込は平成22年4月30日(金)締切のため受付は終了しております。

特定健診(東振協Eコース)の受診費用については全額当組合にて負担します。ただし、事業所に所属されている被保険者の方が特定健診(東振協Eコース)を受診した場合、事業主健診の検査項目が不足していることにより、事業主の方は組合の実施する健康診査とは別に労働安全衛生法に基づいた事業主健診を実施する義務があります。その場合の費用は、全額事業主の負担となります。

(当組合における健診の補助回数は年度内(4月1日から翌年3月末)にお一人様一回まで)

なお、東振協A2、B、C1、D1各コースを受診した場合には、それぞれ東振協Eコースの検査項目が含まれているため、特定健診の内容を受診したとみなされます。したがって特定健診(東振協Eコース)を改めて受診する必要はございません。

特定健診(東振協Eコース)が受診できる契約機関は「特定健診実施契約機関一覧」をご参照ください。また、「受診カード」をお申し込みいただきました事業所には「受診カード」を送付する際、「特定健診実施契約機関一覧」を併せて送付させていただきます。

東振協A2、B、D1コースが受診できる契約機関とは異なります。

なお、当組合が管理する健診結果報告書については、健康保険法および高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導にのみ使用し他の目的では使用しません。

その他の健診についてはホームページ内「健康診断」項目をご参照下さい。

申込から受診までの主な流れ

- (1) 「特定健診実施契約機関一覧」から契約機関を決めてください
- (2) 電話にて「東振協のEコース」と予約の申込みをしてください。その際、当健保組合の被保険者・被扶養者であることをお伝えください。
- (3) 「受診カード」の受診者記入欄を記入してください。（「受診カード」の裏面に注意事項が記載されていますので必ずお読みください。）
予約後は各契約機関の指示に従ってください。
- (4) 予約をした日時に契約機関に行き、窓口で健康保険証と「受診カード」を提示してください。提示できない場合は受診いただけません。
- (5) 後日、健診結果報告書が自宅宛に届きます。
- (6) 受診後は検査結果に基づき、特定保健指導が行われます。

特定健診(東振協Eコース)の検査項目について

ホームページ内「健康診断」項目の「健診種別および検査項目」をご参照下さい。

「東振協専用 受診カード」について

- (1) **再交付** 「受診カード」を紛失された際は、再交付することができないため、東振協Eコース以外の健診種別を受診して下さい。
- (2) **破棄** 次の事由に該当した場合は、事業所にて「受診カード」を破棄いただきますようお願いいたします。
 - ① 「受診カード」の申込者が退職した場合
 - ② 東振協Eコースの受診を希望していた方が、他の健診種別に変更して受診したとき。